

性的（セクシュアル）マイノリティに関する



# 講師派遣

を承ります

宝塚市では、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」を策定し、性の多様性を理解し、誰もが「ありのままに」、「安心して自分らしく」過ごせる、誰もが生きやすい社会をめざしています。

本市では、より多くの方に性的（セクシュアル）マイノリティについて理解を深めてもらうため、専門家や当事者の方等を講師として派遣し、講演会や研修を行っています。

## ☆対象となる団体

市内に在住または在勤の方約10人以上の団体（自治会、まちづくり協議会、老人会、PTA、市内事業所等）を対象とします。

※実施場所は、市内施設に限ります。なお、可能な限り人権文化センターを使用してください。

## ☆対象となる研修内容

①性的マイノリティに寄り添うまちづくりをめざす学習であること

## ☆次の項目に該当する内容は対象外です

- ①営利を目的とした内容
- ②特定の政治・宗教に関する内容

## ☆これまでに実施したテーマ

「多様な個性を認め合う仲間づくり」  
「『性的マイノリティ』に対する正しい理解のため  
に多様な人権（LGBT）について学ぶ」  
など



手続きについては裏面をご覧ください。

☆申請手続きの手順

① 申請書の提出

「宝塚市人権研修講師派遣申請書（様式1）」を人権平和・男女共同参画課に提出してください。

※提出は、原則として研修実施の2カ月前までです。

② 講師の派遣

申請に基づき、宝塚市が講師を選定し、申請者へ派遣決定に関する通知書（様式2）を送付します。

② 講座の実施

研修当日は、人権平和・男女共同参画課の職員が講師に同行し、研修を聴講する場合があります。

※講師謝礼は市が負担します。

※講座開催の場所は、申請者が確保してください。これに係る費用については申請者の負担とします。

③ 報告書の提出

研修終了後「宝塚市人権研修講師派遣報告書（様式3）」を提出してください。

※報告書の提出期限は研修終了後1週間以内です。

申請書は郵送・FAX・メールでの送付、いずれも可能です！  
詳細については、人権平和・男女共同参画課までお問い合わせ下さい。

宝塚市人権平和・男女共同参画課  
住 所 〒665-8665  
宝塚市東洋町1番1号

電 話 0797-77-9100

F A X 0797-77-2171

E-mail m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

くわしくはこちらから  
ご確認ください。↓↓

